

報道機関各位

2021年1月25日

健栄製薬株式会社

マルホ株式会社による「販売差止等仮処分命令申立て」
についての対応と経緯に関するお知らせ

弊社は創業76年の医薬品メーカーで、アルコール消毒薬の分野では国内トップメーカーであると同時に、もう一つの柱としてワセリンをはじめとする皮膚保護剤などの製品を製造販売しております。

乾燥肌で悩まれる多くの皆さまから、ワセリンと同じように、乾燥肌治療に効果のあるヘパリン類似物質を薬局でも手にいれられるようにして欲しい、という要望が以前より弊社に寄せられておりました。そこで、その声にお応えし、薬局やドラッグストアで買えるヘパリン類似物質をヒルマイルドという製品名で2020年6月29日に発売しました。

発売に際しては、事前に、国（この場合は商標を管轄する特許庁）に対してヒルマイルドの商標出願を行い、正式な手続きを経て、商標登録されております。

マルホ株式会社によって、弊社が登録した別の商標に対しても、無効審判が行われましたが、マルホ株式会社の主張は全て特許庁によって斥けられております。もちろん、ヒルマイルドの商標は登録維持され、現在に至っております。

このような経緯にもかかわらず、あたかもヒルマイルドという商標の使用が違法であるかのような誤った印象を世の中の多くの人々に持たせる可能性のある「仮処分命令申立てのお知らせ」をマルホ株式会社が行ったことは、誠に遺憾であり、弊社の信用と信頼を著しく傷つけ、損なう行為であると考えております。

今後は、法的手続において、専門家の判断を仰ぎながら、不当な「販売差止等仮処分命令申立て」に対し、法律に則って闘って参る覚悟であり、弊社が築いた信用と信頼を傷つけた行為に対して、毅然とした態度で臨みます。